

「東京都女性活躍推進計画 令和3年度取組実績」

4 東京都中小企業団体中央会

「東京都女性活躍推進計画」記載の内容		令和3年度取組実績
領域 I 働く場における女性の活躍		
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進		
ア ポジティブ・アクションの推進		
2 女性の参画の推進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進します。		会員組合等に対し、関連施策など各種情報の提供を行うこと等により、登用を促進しました。
ア 働きやすい雇用環境整備などを通じた職場における女性の活躍推進		
5 短時間勤務制度や在宅勤務の導入、企業組合制度の活用など、男女双方がライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できる環境整備に向け、各種の情報提供を行います。		短時間勤務制度や在宅勤務の導入、企業組合制度の活用など、男女双方がライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できる環境整備に向け、各種の情報提供を行いました。
6 パートタイム労働者や派遣労働者活用に関する情報の提供や雇用管理についての相談等を行い、就業環境の整備を進めます。		パートタイム労働者や派遣労働者活用に関する情報の提供や雇用管理についての相談等を行い、就業環境の整備を進めました。
6 パートタイム労働法や労働者派遣法等関連法規の資料提供やホームページ、情報誌等で改正内容の周知を進めます。		パートタイム労働法や労働者派遣法等関連法規の資料提供やホームページ、情報誌等で改正内容の周知を進めました。
⑤ 起業等を目指す女性に対する支援		
ア 起業家・自営業者への支援		
14 (1)起業家・自営業者の組織化のための情報提供を行います。 (2)中小企業関連法規や支援施策の周知及び情報提供を行います。 (3)東京都中小企業団体レディース会において交流事業や研修事業を実施し、女性経営者のビジネスチャンスの拡大や能力伸長を支援します。		(1)起業家・自営業者の組織化のための情報提供を行いました。 (2)中小企業関連法規や支援施策の周知及び情報提供を行いました。 (3)東京都中小企業団体レディース会において交流事業や研修事業を実施し、女性経営者のビジネスチャンスの拡大や能力伸長を支援しました。
領域 II 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現		
1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現		
① 働き方の見直し		
ア 働き方の改革		
20 両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。		両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進しました。

4 東京都中小企業団体中央会

「東京都女性活躍推進計画」記載の内容		令和3年度取組実績
(2) 男性の家事・育児等への参画		
ア 男性の家事・育児等への参画のための環境づくりの促進		
23	両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。(再掲 №.20参照)	両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進しました。(再掲 №.20参照)
(3) 妊娠・出産・子育てに対する支援		
イ 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進		
26	両立支援のための環境整備 次世代育成支援対策推進センター事業を通じ、300人以下の事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定支援を行います。	両立支援のための環境整備 次世代育成支援対策推進センター事業を通じ、300人以下の事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定支援を行いました。
ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。		ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めました。
(4) 介護に対する支援		
イ 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進		
29	ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。(再掲 №.26参照)	ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めました。(再掲 №.26参照)
領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援		
(3) 若年層への支援		
ア 若年層への支援		
55	ホームページや情報誌等を利用し、若年者の雇用促進の周知を進めます。	ホームページや情報誌等を利用し、若年者の雇用促進の周知を進めました。